

〔論 説〕

サステナビリティ時代の金融能力論

—リテラシー・コンピテンシー・ケイパビリティ・キャパシティー—

伊 藤 宏 一

1 国際社会における金融能力論の現在—広義の金融リテラシー概念

2000年代になって金融教育の基礎概念について研究・調査・制度化を先進的に行なってきたのは、イギリスと米国である。以前別稿⁽¹⁾で詳細に分析したように、英米では、金融能力の基礎概念を金融ケイパビリティとしており、①予め計画を立てる (Plan ahead)、②収支を一致させる (家計管理) ③金融商品の適切な選択・管理④必要な情報とアドバイスを得る、の4点がその構成要素であり、またこれらが金融知識と理解、自信と態度及びパーソナリティと結びついていることが明らかにされていた⁽²⁾。

こうした議論と研究成果を継承しつつ、リーマン・ショック後の2012年、国際社会における金融教育推進の中心であるOECD/INFEは、「金融教育の国家戦略のためのハイレベル原則」を定め、金融教育の基本概念は「金融リテラシー」であり、それは「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし (well-being) を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」⁽³⁾と広義に規定した。

これらの研究と政策提案から言えることは、第一に金融リテラシーには、①予め計画を立てる (Plan ahead)、②収支を一致させる (家計管理) ③金融商品の適切な選択・管理④必要な情報とアドバイスを得る、という4つの構成要素があること、そして金融リテラシーは、知識・意識という認知面だけでなく、技術、態度及び行動にかかる非認知能力を含むものとして広く理解されており、それを身につけていく金融教育も、やはり知識・理解という認知面だけでなく、効果的な行動のための技術と自信といった非認知能力を含むものであり、また情報や教育、支援先といった外部のリソースを使うことを含むものであることを確認することができる。つまり、何よりもまずライフプランを立て、それに基づくファイナンシャルプランを立てること、そして家計管理を習慣化すること、そして第三に金融商品の適切な選択を行うこと、必要に応じて必要な情報とアドバイスを得ることが基本であること、そしてそのプロセスを通して金融知識を得るだけでなく、実際にライフ

(1) 伊藤宏一『金融ケイパビリティの地平—「金融知識」から「消費者市民としての金融行動」へ』(『ファイナンシャル・プランニング研究』第12号2012 日本FP学会所収) —

(2) Annamaria Lusardi, Americans' Financial Capability, Report Prepared for the Financial Crisis Inquiry Commission, February 26, 2010.

(3) OECD/INFE, HIGH-LEVEL PRINCIPLES ON NATIONAL STRATEGIES FOR FINANCIAL EDUCATION, 2012

プランに合った金融商品を選択し、自信を持つこと、という広い範囲でその内容が規定されていたことを確認しておきたい。

さてその後、OECD/INFE すなわち OECD 内の金融教育の国際ネットワークにおいて、金融教育の基本的枠組みは、以下のように「金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー・フレームワーク」となって今日に至っている。

2015年 OECD/INFE『若者の金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー・フレームワーク』

2016年 OECD/INFE『成人の金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー・フレームワーク』

2018年 OECD/INFE『中小零細企業のための金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー・フレームワーク』

2019年 OECD/IOSCO『投資家のための金融リテラシーにおけるコア・コンピテンシー・フレームワーク』

これらにおいては、広義の金融リテラシーという大枠の中で、コア・コンピテンシーが実際には重要なキー概念として打ち出されているのが見て取れる。これらの文書においてコア・コンピテンシーとは「健全な金融判断の基礎を形成する主要な金融リテラシー能力」であり、それは、a.意識・知識・理解、b.スキル・行動、c.自信 (Confidence)・動機 (Motivation)・態度 (Attitude)、の三つに分けて、整理されている。

2 我が国における金融能力論の現在—狭義の金融リテラシー概念

我が国における現在の金融能力論は、2013年の『金融経済教育研究会報告書』⁽⁴⁾(金融庁)にある。そこでは、「生活スキルとしての金融リテラシー」が打ち出されている。

すなわち「社会人として経済的に自立し、良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は控え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けること…。このような習慣・知識・判断力をしっかり持って生活する力(生活スキルとしての金融リテラシー)の向上により、リスク・リターンをはじめとする様々な金融商品の特性を理解し、計画的な貯蓄と安定的な資産形成につながる運用を行うとともに、必要に応じ、保険や借入を適切に活用できるようになると考えられる。」⁽⁵⁾と述べられており、金融リテラシーは、単なる金融知識の習得といったものではなく、金融に関する習慣・知識・判断力に関しており、その金融分野が、生活設計・家計管理・金融商品に関すること、であることが示されている。

しかし金融リテラシーの能力論としてのコア・コンピテンシー論はなく、内容的には知識・スキル・習慣は出てくるが、とりわけ「自信・態度・動機」という非認知能力としてのコア・コンピテンシーについては認識されていない。

またこの「金融リテラシー」は、専ら「単独で、マネーの個人的な仕様と管理及び個人の生活での金融的な意思決定に関する」ものにフォーカスされており、「個人の金融的意

(4) <https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130430-5/01.pdf>

(5) 『金融経済教育研究会報告書』2013 金融庁

思決定とより広い社会や環境との相互作用を考慮する広い視野⁽⁶⁾を含むものとしては考えられなかった⁽⁷⁾。要するに社会と切り離された個人単独の金融リテラシー概念となっていた。

その証拠に、こうした中で金融広報中央委員会が2016年と2019年に行った『金融リテラシー調査』、特に後者には「金融リテラシー（お金の知識・判断力）」という規定があり、設問については、「金融知識・判断力」に関する正誤問題と「行動特性・考え方等」とに分かれており、「行動特性・考え方等」は金融リテラシー概念の枠外で扱われている。金融知識を金融行動に結びつけるという点で「行動特性・考え方等」を扱うことは重要であるが、それは「金融リテラシー」を「知識・判断力」に狭く限定してしまうという、国際動向とは逆のベクトルを描いていることに、注意が必要である⁽⁸⁾。こうした傾向に伴って今日、金融庁の高校生向き動画⁽⁹⁾など各方面で、「金融リテラシーとはお金に関する知識と判断力」という狭義の理解が広がっており、また生活設計と切り離されて、「資産形成とそのための投資」という風潮が広がっているのが今日の状況である。

3 国際社会における金融能力論の過去と現在

ところで国際社会では、2012年の「金融教育の国家戦略のためのハイレベル原則」の以前から、コンピテンシー概念に注目していた。例えば2005年OECDでは、「金融教育とは、金融消費者ないし投資者が、金融に関する自らのwell-beingを高めるために、金融商品、概念及びリスクに関する理解を深め、情報、教育ないし客観的助言を通して（金融）に関するリスクと取引・収益機会を認識し、情報に基く意思決定を行い、どこに支援を求めべきかを知り、他の効果的な行動を取るための技術（スキル）と自信を身につけるプロセスである。従って、金融教育は、特にしばしば見られるように、特に金融の顧客（契約関係にある消費者）の保護のために規制されるべき金融情報とアドバイスの提供を超えている。」⁽¹⁰⁾と述べられており、学校教育における金融教育という狭い枠組みではなく、学校外での金融情報の取得や助言すなわちアドバイスを受けることも含めて、金融教育が捉えられており、それに伴って「自信」やアドバイスの重要性に言及していた。そして2012年6月の「OECD/INFE 学校における金融教育のガイドライン」では、「金融リテラシーには、学生が日常生活及び成人した時に、効果的で責任ある金融上の意思決定を行うために、発展させる必要がある様々なコンピテンシーを含んでいる。このコンピテンシーは、金融知識、金融理解、金融スキル、そして知識・スキルを効果的に使うことがで

(6) OECD/INFE「学校における金融教育に関するガイドライン」最終的ドラフト2011

(7) この点については、野田博也（2020）「社会的不利を抱える人々の金融ケイパビリティに関する論点—「最低限身につけるべき金融リテラシー」に注目して」：小関隆志編著『生活困窮と金融排除—生活相談・貸付事業と家計改善の可能性』2020 明石書店所収75-89.を参照のこと。

(8) 最近では『金融リテラシー入門基礎編』（幸田博人／川北英隆編著 2021 金融財政事情研究会）において、金融リテラシーは、事実上「金融に関する知識と判断力」に限定されて解説されている。

(9) 金融庁「高校生のための金融リテラシー講座①家計管理とライフプランニング」 <https://www.youtube.com/watch?v=azR-yU7jB28>

(10) 2005.7 OECD「金融教育と意識向上の原則と良い慣行（Good Practices）に関する理事会勧告」

きる態度と行動をカバーしている。」として、金融リテラシーには適切な金融に対する態度と金融行動に向かうためのコンピテンシーを含むことを指摘していた。

更に直近の2019年に出されたOECD/IOSCO『投資家のための金融リテラシーにおけるコア・コンピテンシー・フレームワーク』⁽¹¹⁾においては、健全な金融判断の基礎を形成する主要な金融リテラシー能力として、a. 意識・知識・理解, b. スキル・行動, c. 自信 (Confidence)・動機 (Motivation)・態度 (Attitude), という3つのコア・コンピテンシーがあることを指摘し、そこから投資に関するコア・コンピテンシーとして、a. 意識と知識—投資者が得た、一般的な投資商品に関する、手数料・機能・リスクなどの情報, b. スキルと行動—投資商品の選択にあたり、実際の投資収益率を評価するなど金融的 Wellbeing につながり得る行動を行う能力, c. 自信・態度・動機—十分な情報に基づいた意思決定と金融的 Wellbeing をサポートする / 妨げる心理的メカニズムを挙げている。

以下 (図1) は同フレームワークの一部である。

4 国際社会での教育全般におけるコンピテンシーの重視

なぜ国際社会において、OECDを中心に金融能力に関してコンピテンシーという能力概念が重視されてきているのか。それは、金融教育だけではなく、教育全般における能力概念が、コンピテンシーを軸に展開しているからに他ならない。

OECDでは、既に2003年において教育全般にコンピテンシー概念を導入することが示

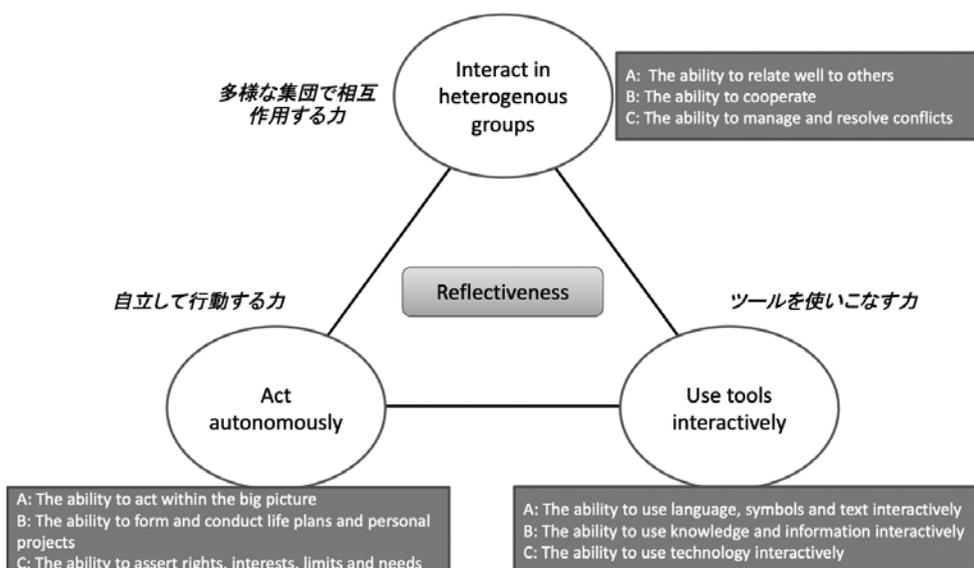
図1 OECD/IOSCO『投資家のための金融リテラシーにおけるコア・コンピテンシー・フレームワーク』一部

	意識・知識	スキル・行動	自信・動機・態度
1 基本的な投資原則と概念	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄と投資の違いを説明できる ・投資と投機の違いを説明できる ・リスクと潜在的なリターンの関係を記述できる ・長期ファイナンシャルプランと長期投資におけるインフレーションのインパクトを説明できる。 ・富の蓄積に対する配合の効果を説明できる。 ・多様化する投資の利点を説明できる。 ・投資のためにお金を借りる (または活用する) リスクを説明できる。 ・投資時のコスト平均化の効果を説明できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資を検討する前に、流動性のある緊急資金を保持しておく。 ・個人のリスク許容レベルと投資目標に合った投資を選択する。 ・分散投資 ・機能, 料金, およびリスクについて個人が説明できる投資を検討する。 ・納投資の投資対象を設定する。 ・影響する要因が変化した場合、個人のリスク許容度レベルを再評価する。 ・長期的なファイナンシャル・ゴールを達成するために、規律をもって定期的に投資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資価値が増減する可能性があることを認識する。 ・情報に基づいていない投資決定を行うと、より多くのリスクが伴うことを認識する。 ・投機的利益のためではなく、ファイナンシャル・プランニングのプロセスの一環として投資を検討する。

(11) OECD/IOSCO (国際証券化機構)『投資家のための金融リテラシーにおけるコア・コンピテンシー・フレームワーク』

されていた。それが『コア・コンピテンシーの定義と選択：理論的・概念的基礎』すなわち DeCeCo⁽¹²⁾である。このコンピテンシー概念は、個人が職場や日常生活の中で直面する社会的需要、例えば協力など、に対して対応する機能的アプローチに基づいてコンピテンシー概念を捉えている。そのため、コンピテンシーには、理解や分析・意思決定などの認知的側面だけでなく、社会的需要に応えるための動機付け、感情、価値観などの非認知的側面も含まれ「非認知スキル」という用語も使われている。以下が DeSeCo の3つのキー・コンピテンシーである（図2）。

図2 OECD『コア・コンピテンシーの定義と選択：理論的・概念的基礎』概念図
The framework of DeSeCo key competencies



①社会的に異質な集団での交流のコンピテンシー

他者と思慮深く責任を持って交流することを念頭に、他者とうまく関わること、協力すること、紛争を処理し解決する

②自律的に活動するコンピテンシー

大きな展望・文脈の中で行動する、ライフプランと個人的なプロジェクトを設計し実行する、自らの権利・利益・限界・ニーズを守り主張する

(12) Definition and Selection of Core Competencies: Theoretical and Conceptual Foundations. なお『キー・コンピテンシー 国際標準の学力をめざして』ドミニク・S・ライチェン/ローサ・H・サルガニク編著立田慶裕監訳 明石書店 2006、『新しい能力は教育を変えるか』学力・リテラシー・コンピテンシー』（松下佳代編著ミネルヴァ書房）を参照。

③道具を相互作用的に活用するコンピテンシー

言語・シンボル・テキストを相互作用的に活用する、知識や情報を相互作用的に活用する、技術を相互作用的に活用する。

非認知能力は、動機付け、忍耐力、自己制御など、学校や職場での成功を支えると考えられる一連の態度、行動、戦略を指す。それらは通常、学問的なテストによって測定される識字能力や計算能力などの分野での認知能力の「ハードスキル」とは対照的である。非認知スキルは、学業や就職の結果を決定する上で、認知スキルまたはIQよりも重要であると見なされることが増えている。実際、このような「ソフトスキル」を子どもや若者でどのように発達させることができるかについて、我が国の教育政策立案者からも注目が集まっている⁽¹³⁾。

ところで、なぜコンピテンシー概念が重視されるのだろうか。

近年、教育学で注目されている人間の非認知能力 (non-cognitive skills) は、IQ や学力テスト、偏差値などのように点数や指標などで明確にできるものではないが、子どもの将来や人生を豊かにする一連の肯定的な能力である⁽¹⁴⁾。周知のことだが、ノーベル経済学賞を受賞した教育経済学の Heckman and Scheinkman が非認知能力の存在と効果を実証した。就学前 (乳幼児や保育園、幼稚園の時期) に非認知能力を養成する教育を受けさせることで、子どもが大人になってから、安定した雇用や安定した所得、高い持ち家率など社会的能力に優位な差が生まれることが分かった。(40年間追跡調査)。すなわち非認知能力は、将来の経済力に資するのである。このことから新学習指導要領には、幼児教育から、非認知能力を育成することが盛り込まれている。

金融教育においても国際的には、非認知能力であるコンピテンシーを位置付けることが常識となっている。私見ではあるが、金融におけるポジティブな非認知能力としてのコンピテンシーは、以下のようなもの (図3) が考えられるだろう⁽¹⁵⁾。

図3 金融における非認知能力の例 (伊藤宏一)

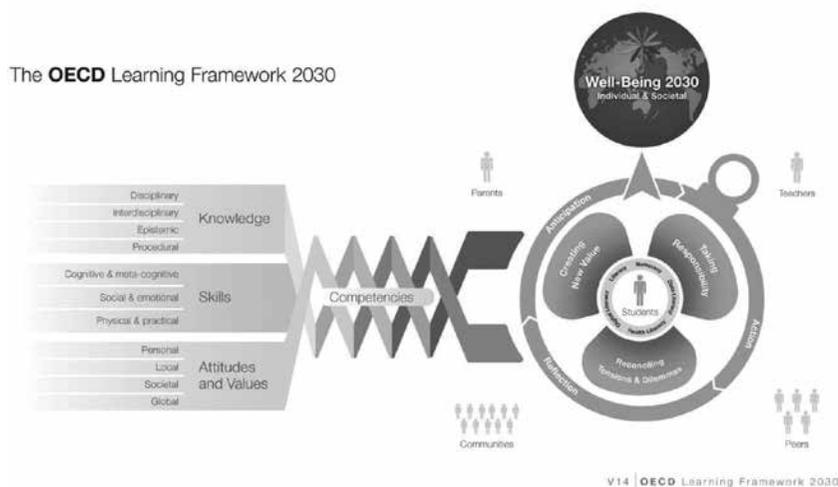
	金融の具体例
自己認識	金融行動に自己肯定感がある。
動機付け・意欲	人生100年を見据えて、資産形成が必要であることに動機付けられる。実際に資産形成を始める意欲がある
持続力・忍耐力	短期的に市場が悪化しても長期運用を諦めない。長期のローン返済を着実にやっていける。
自制心	無駄遣いをしない・家計管理をコントロールする
メタ認識	ライフプランとそれに基づくファイナンシャルプランを立て、現状の問題点を把握して課題に向かう
社会的能力	経済的に困難な人にクラウドファンディングを通じて寄付する。ESGを勘案して投資する。
回復力・対応力	無駄遣いや大きな損をしてもめげない。間違った投資を反省できる。
クリエイティビティ	直観力があり、工夫できる

5 Education2030 の新たなキー・コンピテンシー

OECD は 2015 年以來、2030 年という近未来に教育に求められるコンピテンシーを検討し、教育カリキュラムや教授法、学習評価に生かしていくための Education 2030 プロジェクトを進めている。これは国連が推進し 2030 年達成を目標とする SDGs、特に 4「質の高い教育をみんなに一すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の中の 4.7「2030 年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得するようにする。」という目標とリンクしており、2018 年に、そのポジション・ペーパー「教育とスキルの未来: Education 2030 (案)」⁽¹⁶⁾ が発表された。これは OECD の「2030 年に向けた学習枠組み」(図 4) の案であり、教育制度の将来に向けたビジョンとそれを支える原則を示している。

本案は冒頭で、「全ての学習者が 1 人の人間として全人的に成長し、その潜在能力を引き出し、個人、コミュニティ、そして地球のウェルビーイングの上に築かれる、私たちの未来の形成に携わっていくことができるように支えていく義務がある」と述べ、2018 年

図 4 OECD 「2030 年に向けた学習枠組み」
Figure 1. The OECD Learning Framework 2030: Work-in-progress



- (13) 文部科学省教育振興基本計画部会（第 9 回）平成 23 年 9 月 13 日 配付資料 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/09/04/1361407_2_3.pdf
- (14) 「非認知的（社会情緒的）能力の発達と科学的検討手法についての研究に関する報告書」2017.3 国立教育政策研究所
- (15) 伊藤宏一（2020）「金融コンピテンシー論の射程」日本 FP 学会大会 研究発表用資料 <https://www.jasfp/ito.pdf>
- (16) 日本語仮訳文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室 https://www.oecd.org/education/2030-project/about/documents/OECD-Education-2030-Position-Paper_Japanese.pdf

に学校に入学する子供たちには、資源が無限だとか、資源は利用されるために存在するといった考え方を捨てることが求められ…全人類の繁栄や持続可能性、ウェルビーイングに価値を置くことが求められるだろう。」と述べている。

その前提として世界には以下の3つの課題があるとする。第一は環境課題であり、例えば気候変動や自然資源の枯渇について緊急行動をとりつつ適応していくことである。第二は経済課題であり、今こそ万人にとってより良い生活をもたらす新しい経済的・社会的・制度的モデルを構築すること等である。

そして第三は社会課題であり、世界の人口増加が、移民や都市化、社会的・文化的多様化が国やコミュニティのあり方を変えており、生活水準や生活における機会の格差が広がっており、政府に対する信頼の失墜や戦争・テロリズムの脅威が急激に増大している、としている。

本案は、こうした問題を教育の面から解決し、パートナーシップを通じて人々の利益、地球、平和の持続可能性を確保することにより、「国連の2030年持続可能な開発目標(SDGs)に貢献する。」と述べている。

本案は教育目標として、個人と集団のウェルビーイングを置いている。「無目的な行動を続けていけば、科学技術の急速な進歩は、格差や社会的不安定さを拡大し、資源の枯渇を加速させるだろう。」そうしたことを阻止するためには、教育目標にかかる基本概念であるウェルビーイングを見直す必要がある。すなわちウェルビーイングとは、「所得や財産、職業、給料、住宅などの物質的な資源へのアクセス以上のものを含む概念であり、健康や市民としての社会参加、社会的関係、教育、安全、生活に対する満足度、環境などの生活の質(QOL)にも関わるものである。」そしてこれらへの公平なアクセスは社会全体の包摂的成長を下支えする、とし、そうした仕方で「教育は、包摂的で持続可能な未来を作り上げていくことに貢献し、またそこから恩恵を受けることができるような知識やスキル、態度や目的のはっきりした目標を立てられるように学ぶこと、異なる考え方を持った人々と協働すること、まだ利用されていない機会を見つけること、重大な課題に対する複数の解決策を把握することなどが、不可欠の能力となるだろう」と述べている。

本案は更に、若者を教育する目的は、働くための準備をすることだけでなく、「前向きで責任ある行動をとることができ、積極的に社会参加することができる市民となっていくことができるスキルをつける」と述べている。この主体的・能動的に責任ある行動をとることができる力を、アマルティア・センに準じて「エージェンシー」⁽¹⁷⁾と述べ、それは、「社会参加を通じて人々や物事、環境がより良いものとなるように影響を与えるという責任感を持っていることを含意」し、「進んでいくべき方向性を設定する力」や「目標を達成するために求められる行動を特定する力」を必要しているとする。

本案は最後に、こうした主体に必要な行動に移すコンピテンシーを「知識・スキル・態

(17) 「障害とは何か―ケイパビリティ・アプローチの視点から」伊芸研吾

https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/litreview/jrft3q00000010-ae-att/JICA-RI_Literature_Review_No.6.pdf—人は個人の well-being を追求する側面とは別に、「その人が追求する理由があると考える目標や価値ならば、それがその人自身の well-being に結びついているかどうかに関わらず、それを実現していくこと」(セン, 1999, p 85) が、エージェンシーとしての達成である。

度及び価値の幅広いセット」としている点が注目される。先に述べた OECD の金融リテラシーにおけるコア・コンピテンシーは、a) 意識・知識・理解 b) スキル・行動 c) 確信・動機・態度、であり、いずれも個人的視野のものであったが、ここでは、全般に一層進んだ概念内容が語られている。例えばスキルについては、「認知スキルやメタ認知スキル（例えば、批判的思考力、創造的思考力、学び方を学ぶ、自己調整）、社会的及び情意的スキル⁽¹⁸⁾（例えば、共感、自己効力感、協働性）、実用的及び身体的スキル（例えば、新たな ICT 機器の利用）を含めた幅広いスキルが求められる」としている。また「態度及び価値」については、「個人的・地域的・社会的・地球的」の四分類が登場しており、狭く個人的視野に限定せず、地域・社会・地球のレベルにおけるコンピテンシーを培うという新しい視野が示されていることは注目に値する。「より幅広い知識とスキルの活用は、態度及び価値（例えば、意欲、信頼、多様性や美徳の尊重）によって媒介される。態度や価値は、個人、地域、社会、世界の各レベルに置いて見られるものである。人々の生活は、異なる文化的展望や個人的な特性に由来する価値や態度の多様性によって豊かなものとなるが、その一方で、決して妥協することが許されない人間的価値も存在する。…生命や人間の尊厳の尊重、環境の尊重といったものである。」

こうしたスキル概念や態度・価値概念については、既に述べた OECD/INFE による金融リテラシーに関するコア・コンピテンシー・フレームワークの個人主義的な考え方を超えるものであり、それは OECD が DeSeCo (Definition and Selection of Competencies: コンピテンシーの定義と選択プロジェクト) において示したより幅広いコンピテンシーの考え方を更に広げたものといえることができる。

同文書は DeSeCo プロジェクトで定義されたキー・コンピテンシーに立脚して、

- ①「新たに価値を創造する力」
- ②「対立やジレンマを克服する力」
- ③「責任ある行動をとる力」

という3つのカテゴリーを「変革を起こす力のあるコンピテンシー」として新たに特定した。つまり Education2030 に関する本案は全体として、SDGs を背景にして、DeSeCo の示すキー・コンピテンシーを今日の地球規模の環境・社会課題に対応すべくバージョンアップしたといえることができる。

重要なことは、金融教育と金融能力についても、DeSeCo を土台にし、Education2030 に沿った形で、SDGs 推進に貢献する新たな理論的枠組みを構築すべきであるという点である。つまり金融判断にあたっては、個人が自分だけでなく、地域、社会、世界、環境を視野に入れた「責任ある行動をとる力」を発揮することを位置付けるということである。

翻ってみると金融責任の概念は、かつて、イギリスにおける金融ケイパビリティ概念の確立の中で議論された問題だった。イギリスでは1998年、ブレア政権発足後に組織された「シチズンシップ諮問委員会」が「シチズンシップの教育と学校における民主主義の教授」と題する報告書を公表し、シチズンシップ（市民）教育を推進する。教育雇用省は同年、このカリキュラムの一環として「個人、社会、健康教育（PSHE）とシチズンシップ」

(18) 『社会情動的スキルー学びに向かう力』(2015 OECD 編著 / 日本語訳 2018 ベネッセ教育総合研究所企画制作 無藤隆 / 秋田喜代美監訳)

に関するフレームワークを出し、その一環として金融教育を位置づけ、翌年『パーソナルファイナンシャル教育による金融ケイパビリティ-学校のためのガイダンス』(DfEE 2000)が出された。この『ガイダンス』では、金融ケイパビリティの三要素として、知識・理解、スキル・コンピテンス、と共に良き市民としての「金融責任」を示し、こう述べている。

「金融責任とは、個人の将来だけでなく、より多くは社会的レベルでの、お金と個人の金融上の意思決定が及ぼす広範に影響についてのことである。それは金融上の意思決定が、個人に対してばかりでなく、その家族やコミュニティに対しにインパクトを与えるかについての理解を含んでいる。金融ケイパビリティのある若者は、金融上の意志決定と行動を、社会的・道徳的・美的・文化的・環境的な価値判断にリンクさせる。それゆえ彼らの金融上の意思決定と行動は、社会的・倫理的次元を有している。」⁽¹⁹⁾

我が国の「金融経済教育研究会報告書」は、金融教育の意義・目的を「公正で持続可能な社会の実現」においた。しかしこの視点は、「金融リテラシーマップ」⁽²⁰⁾においては、生活設計分野の問題に位置付けられ、「自らの支出行為等(寄付, 投資を含む)が社会にどのような影響を与え、社会にどのように貢献できるかを考え、自分の価値観に基づき、ライフプランや生活設計を考えることができる」とされ、具体的には第一に「消費者も社会的責任を有するものとして、消費行動を通じて公正で持続可能な社会の実現に貢献するなど、将来の社会・経済のあり方に対して貢献することが求められていることを理解している」、第二に「社会貢献の仕方として、ボランティア活動、寄付などから投資、日常の消費行動まで、様々なレベルでの行動があり得ることを理解し、自らな在り方を考え、行動していくことができる。」と指摘されるに留まっている。

これに対して、Education2030は、新たに特定した「責任ある行動をとる力」というコア・コンピテンシーについて、これは他の2つの新たなコア・コンピテンシーの前提となるものであり、他者と協働して何かをなすためには、自分の仕事の成果物について責任を取り、自分の行為を振り返り評価するといった、道徳的かつ知的成熟性を示すことを意味しているとす。つまり「自己調整」して他者と協働していく地平を切り開いていくのが、「責任」の問題である。そこでは「人間の尊厳の尊重」と「環境の尊重」という人間的価値が重視され、その価値の下での「責任」が問われている。

またイギリスにおいて金融ケイパビリティ概念の問題として議論されていたテーマが、OECDにより、新たに、より広いコンピテンシー概念の問題として位置づけなおされている点に注目したい。

6 金融における「責任ある行動」のケース

ところで、金融における「責任ある行動」とは具体的にはどんなものか。我が国においても近年では、社会的責任を自覚した金融行動が様々に展開されている。

(19) DfEE (Department for Education and Employment, TheUK) (2000), Financial Capability through Personal Financial Education - Guidance for Schools at Key Stages1&2.

(20) <https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/pdf/map.pdf>

例えば、地域の再生可能エネルギー事業に対する匿名組合出資ないし「ふるさと投資」がある。地域の人々による市民電力会社の自然（再生可能）エネルギー事業は、地域の人々が主体の電力事業で、地元企業に工事等を依頼して地元企業が利益を上げ、雇用を生み、地元へ税金を払い、こうして収益は地域に還元される。この事業のためには、まとまった資金が必要で、それを資本金、融資、市民出資といった様々な形でファイナンスすることが求められる。近年では2011年東日本大震災をきっかけに、全国各地に自然エネルギーによる市民電力会社が誕生し、発展していった。その代表例が小田原のほうとくエネルギー株式会社である。東日本大震災で小田原市は計画停電となった。その中で小田原市や地元商工業者が中心となって、自分たちの手で地域のエネルギーをつくっていかうという動きが始まり、2012年12月11日ほうとくエネルギー株式会社⁽²¹⁾が誕生した。地元企業38社が出資した共有資本の株式会社であり、小田原市が、平成25年4月に公募した「太陽光発電屋根貸し事業」に応募し交渉権者に決定。固定価格買取制度を活用した匿名組合出資による「ほうとくソーラー市民ファンド」により、市民に対して、目標年利回り2%で8年間の非上場の市民出資を募った。一口10万円総額1億円で179名が出資し、小田原市民が27%、その他神奈川県民が27%、残りは東京その他の市民が応募した（図5）。

この市民ファンドへの市民出資理由は、地球温暖化問題への対応60%、地域活性化に対する共感23%、地元の取り組みへの支援10%、社会的企業を応援4%等となっている。このケースは、地域貢献、環境問題への責任と配慮、社会課題への取り組みなどであり、総じて、市民が広い環境社会課題に取り組む金融上の意思決定を行なっている事例といえることができる。ちなみにリターンについては、予定通り2%で8年間実行された。

更に近年では、地方公共団体・地域金融機関・支援団体等の関係者が、資金の大都市から地方への流れや地域内での循環、住民による直接的な資金提供のしくみとしてふるさと投資の普及・促進を行うことを目的として、「ふるさと投資」連絡会議が政府の内閣府に

図5 小田原「ほうとくエネルギー市民出資の記事」2014年2月11日朝日新聞



(21) <http://www.houtoku-energy.com>

設立され、全国各地で「ふるさと投資」が行われている。これは地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支えるさまざまな事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であり、地域の自治体や地域づくり団体の活動と調和が図られたものをいう。その事例の一つに、小田原の事例と同様に匿名組合出資の仕組みを使った「市民風車ファンド石狩厚田」などがある⁽²²⁾。

また現在のコロナ禍において、医療従事者に対する寄付や子ども食堂に対する寄付なども多数行われている⁽²³⁾。

7 金融ケイパビリティと高齢者等の金融包摂

さて金融能力として次に取り上げるべきは、ケイパビリティである。私はかつて金融ケイパビリティを包括的な金融能力概念として捉えていた⁽²⁴⁾が、OECDを中心とする教育全般に関する基礎概念がリテラシー/コンピテンシーで展開されており、コンピテンシーの中に社会性や自然や社会に対する責任概念が位置付けられていることを認め、ケイパビリティないし金融ケイパビリティについて、独自の意義を持つ、新たな捉え直しをしたい。それはイギリス的な社会的責任の文脈ではなく、米国的な「外部リソースによる金融能力のサポートによる金融包摂」という文脈で捉える道である。

オバマ政権下の大統領令(2010)は、「金融ケイパビリティとは、知識とスキルとアクセスに基づいて金融資源(リソース)を効果的に管理する能力である。この能力を発展させるために、個人は、金融商品や金融サービス・金融コンセプトに適切にアクセスし、それらを理解しなければならない。金融ケイパビリティは、個人に、情報を選択し、落とし穴を避け、どこに助けを求めにいったらよいかを知り、現状を改善し、長期的な金融的健全性ないし金融面での良い暮らし(Well-being)を改善するための行動をとる力を与える」⁽²⁵⁾と述べていたが、これは米国において金融排除されている低所得者層に対する金融包摂の観点からの金融ケイパビリティ論である。今日の世界の状況を見れば、先進国における格差拡大や高齢化による認知能力の低下、途上国における多くの人々の金融機関へのアクセス排除問題など、金融包摂問題は更に大きな金融上の課題となっている。そこで、本人の金融能力に対して、外部からそれをサポートするテクノロジー、制度、専門家の相談支援等を金融ケイパビリティと規定したい。

金融ケイパビリティの第一はテクノロジーによる本人の金融能力サポートである。例えばケニアでは金融機関の支店網が脆弱で、出稼ぎした人々が家族へ送金する手段がなかった。そこにケニアの情報通信企業サファリコム(Safaricom)が2007年に「Mペサ」と呼ばれるモバイル送金サービスが2007年に始まり、2450万人もの人々がこれを利用して

(22) https://cgs-online.hitachi.co.jp/contents/366_2.html

(23) 例えば、東北大学病院・医学部に対する寄付(2021) <https://readyfor.jp/projects/tohoku-simstar>, 全国子ども食堂支援センターむすびえに対する寄付(2020) <https://readyfor.jp/projects/kodomoshokudo-fund> など。

(24) 伊藤宏一『金融ケイパビリティの地平—「金融知識」から「消費者市民としての金融行動」へ』(『ファイナンス・プランニング研究』第12号2012日本FP学会所収) <http://www.jasfp.jp/img/file53.pdf>

(25) THE WHITE HOUSE Office of the Press Secretary (2010), Executive Order, President's Advisory Council on Financial Capability.

いる。デジタル化が可能にする金融包摂（ファイナンシャル・インクルージョン）の初期の取り組みの1つであり、銀行口座を必要としない。

また我が国では近年、スマートフォン普及に併せて、家計簿アプリが多数登場している。その一つであるマネーフォワードは、若い層を中心に2021年4月現在1200万人のユーザー⁽²⁶⁾が使用しており、紙の家計簿では時間もかなりかかった家計管理が、ユーザーの複数の銀行口座のデータやスマートフォンの写真機能によるレシートデータ取り込みで、簡単に収支計算され、収入が同じ水準の人々の匿名化されたデータとの比較により、費目毎に、平均して他の人より多いか少ないかという比較データも提供される。これにより、毎月の支出をセーブし、貯蓄や投資に向かう資金を作り出すことができるようになったユーザーが多く存在する。これも個人の金融能力・家計管理能力を外部テクノロジーで高める役割をしているケースと言える。

また知的障害のある児童・生徒で、買い物時に計算能力が脆弱な場合は、両親のサポートの下、たとえば金銭をスーパーマーケット等のハウスカードに替えて買い物し、お釣りと領収書を両親と共に確認することなども、デジタル化による金融包摂に含まれるといえる。

金融ケイパビリティの第二は専門家等の人による本人の金融能力サポートという金融包摂である⁽²⁷⁾。金融教育を受けても、実際のライフプランの立案やファイナンシャル・プランニングとそのシミュレーション、金融商品の購入や税制上の様々な制度の活用など、金融上の意思決定については、専門家の支援が必要である。

ところで、金融の専門家に関して、アドバイザー概念について以下の注意が必要である。米国で金融に関する専門家は、まずFinancial Adviserと呼ばれているが法的根拠はない。この場合ファイナンシャルとは、投資だけでなく金融上の様々な分野すなわち貯蓄・保険・融資・不動産・社会保障制度・相続・贈与など多様な分野を総合的に示すのであり、単に投資だけのアドバイスであれば、Investment Adviserとなる。次にアドバイスだけでなく、相談者のライフデザインとライフプランに基づいてファイナンシャルプランを具体的に立案し、アドバイザーの域を超えて顧客の希望を具体的なプランにまで具体化するのがFinancial Plannerであり、アドバイザーより更に顧客本位の立場に立つ。金融リテラシーの国際的研究で明らかな通り、金融リテラシーで真っ先に重要なのが「Plan Ahead」つまりプランを立てることだからでもある。第三に顧客の希望や状況に応じて単に投資だけのアドバイスをするのであれば、それはInvestment Adviserとなる。第四に金融商品の販売・仲介を行うことが主眼で金融商品のアドバイスをするが、顧客のライフプランや考え方・生き方に沿ったアドバイスをしないのであれば、それはBrokerに留まる。

従って顧客に寄り添い、総合的な判断のためのライフプランとファイナンシャルプランの作成を行なって、それに基づいてアドバイスをするのは、倫理規定を遵守し最新の制度知識や商品知識・経済状況などを把握し、継続教育義務のある顧客本位のファイナンシャル・プランナー（CFP[®]）となる。またファイナンスの個別分野については、税理士・弁

(26) <https://corp.moneyforward.com/news/release/service/20210413-mf-press/>

(27) 伊藤宏一（2017）「高齢者の金融ケイパビリティ問題と相談・支援体制」『生活協同組合研究』500:13-21、伊藤宏一（2019）「お金について相談する」『生活者の金融リテラシー—ライフプランとマネーマネジメント』吉野直行監修／上村協子・藤野次雄・重川純子編集 朝倉書店 150-165。

護士・社会保険労務士・社会福祉士などの専門家のサポートが不可欠である。

また2015年から始まった厚生労働省による生活困窮者自立支援制度の中に、FPによる「家計改善支援事業」がある。NPO法人日本FP協会では、全国各都道府県にある同協会の支部に属するファイナンシャル・プランナー（CFP[®]・AFP資格者）が、生活困窮者の金銭管理や返済計画のサポート、社会保障制度の活用法、多重債務に陥らないための方法、将来に備える資金作りなどの支援をしている⁽²⁸⁾。

ところで高齢者の急速な増大に伴って、金融機関の支店などでは「認知症バリアフリー社会」への取り組みも行われている。我が国では現在、金融のデジタル化や金融機関の支店廃止に伴い、高齢者の金融機関へのアクセスに困難な状況が生まれている。支店がある場合でも、記憶力の低下などにより、窓口トラブルが様々な形で起こっており、金融機関の支店における従業員の高齢者に対する接客対応に、記憶力低下などに対するきめ細かな対応が求められ、マニュアルの策定なども進められている。また認知判断能力等の低下に対して、金融取引代理等のあり方、金融機関と福祉関係機関との連携強化、についても指針策定が取り組まれている⁽²⁹⁾。

金融ケイパビリティの第三は、金融に関する意思決定を支援する諸制度である。例えば、これから資産形成を行う若い人々に対しては積立NISAや確定拠出年金制度、高齢期で認知能力が低下し認知症が心配な人々の金融的意思決定能力の維持については、成年後見制度や家族信託などの諸制度がある。また金融的に極めて困難な状況に置かれている人々に対しては生活保護制度や生活困窮者自立支援制度など種々の低所得対策関連事業などがある。

8 高齢者の金融的意思決定における金融キャパシティ

高齢者については、一定の資産形成（住宅・金融資産など）がなされている場合の資産管理に関する意思決定能力として、主に高齢者医療分野で臨床医によって使用されているのが、金融管理能力つまり金融キャパシティ概念である。マーソンらによれば、金融キャパシティとは、「個人の価値や関心に基づくニーズを満たす手段として、金銭や資産を管理し意思決定する能力」⁽³⁰⁾である。金融キャパシティには、a. 金銭管理—お金のやり取りに伴う計算、財産管理に関する用語の理解、買い物や銀行での入出金などを適切に意思決定する能力と、b. 財産に関する意思決定能力—自分の財産をどう扱うべきかについて、自

(28) 「特集 生活困窮者への支援とアドバイス」(『FPジャーナル』2021年2月号日本FP協会発行)

(29) 『認知症バリアフリー社会実現のための手引き金融編』日本認知症官民協議会認知症バリアフリーワーキンググループ <https://ninchisho-kanmin.or.jp/guidance.html>

(30) Marson, D.C. (2013) "Clinical and ethical aspects of financial capacity in dementia: a commentary," *American Journal of Geriatric Psychiatry* Vol. 21, No. 4: 392-390. 及び江口洋子「高齢者・認知症の意思決定能力について—評価と支援」(駒村康平編『エッセンシャル 金融ジェロンとロジー』p. 264 慶應義塾大学出版会)。ただしここでは「個人の価値や関心に基づくニーズを満たす手段として、金銭や資産を管理する能力」とされているが、そこに管理の具体化として「意思決定する」能力との表現も加えた。

また Paul A Gardiner, Gerard J Byrne, Leander K Mitchell and Nancy A Pachana Med J "Financial capacity in older adults: a growing concern for clinicians" *Aust* 2015; 202(2): 82-85. || doi: 10.5694/mja14.00201 published online: 2 February 2015

らの価値観と相続・贈与関連法に基づいて適切に取り扱う，という二つの分野がある⁽³¹⁾。

またマーソンらは，認知症患者らの金融キャパシティについて，以下の9つの領域を検査指標としている。

金銭管理については，①基本的金銭スキル②金銭概念についての知識③現金取引④小切手長の管理⑤銀行取引明細書の管理⑥金銭的判断（詐欺に気づく能力）⑦請求書の支払い財産管理については，⑧自分名義財産の判別と相続・承継の理解⑨投資の意思決定マーソンらを紹介し分析している江口論文によれば，金融の意思決定能力としての金融キャパシティに基本的な影響を与える要素は，認知機能の低下だけでなく，心理的な精神状態・意識状態，本人の価値観や信念・金融取引の経験（金融コンピテンシー）や金融の基本的知識と判断（金融リテラシー），学歴，職歴，等であるとしている。

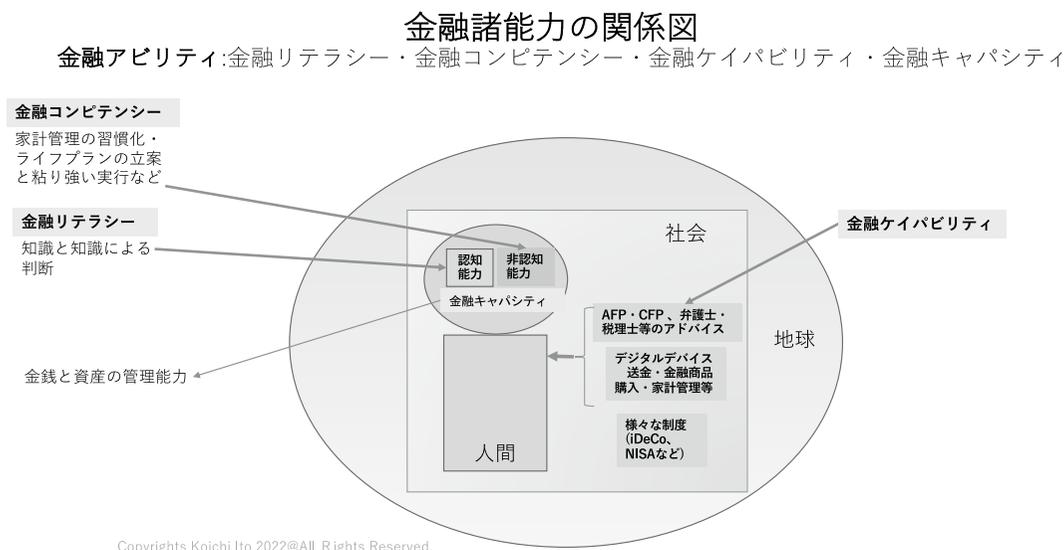
つまり金融キャパシティは，金融リテラシーや4で示した様々金融コンピテンシーなどに影響されている点を確認することができる。

9 金融能力全体の構造モデルと人生の時系列段階に応じた金融諸能力の関係

以上の行論のまとめとして，3つのモデル図を示しておきたい。第一は，以下の「金融諸能力の関係図」（図6）である。人間の金融能力全体を「金融アビリティ」とし，それは，認知能力としての金融リテラシー，非認知能力としての金融ケイパビリティ，金融管理能力としての金融キャパシティ，そして外部からのアドバイス・テクノロジー・制度によるサポートとしての金融ケイパビリティ，に分かれる。

次に，この金融諸能力を『金融経済教育研究会報告書』（2013 金融庁）において示され

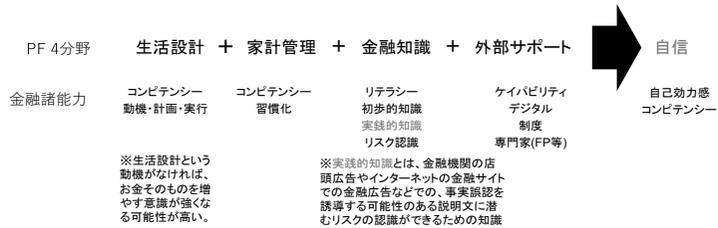
図6 「金融諸能力の関係図」（伊藤宏一）



(31) 江口洋子 前掲書

た「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の4分野すなわち「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」を、パーソナルファイナンスの4分野として整理し、個人が金融状の自信を得ることを、以下の図(図7)で示したい。

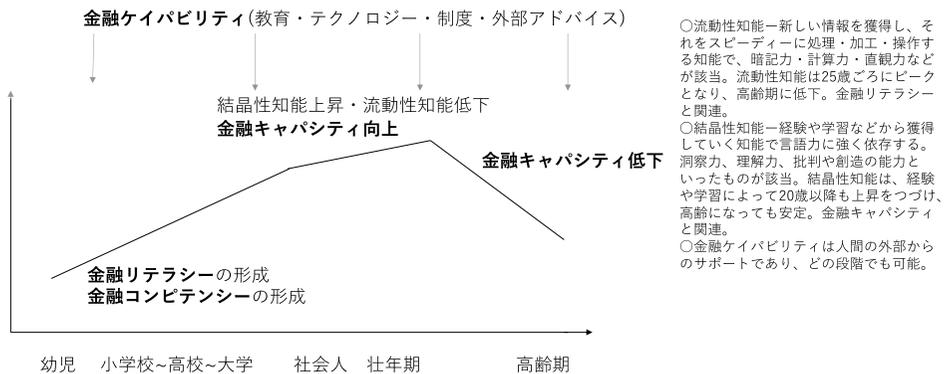
図7 パーソナルファイナンス4分野と金融諸能力の関係(伊藤宏一)



最後に、これらを人間の発達・成長・成熟の各段階に応じた時系列で示したモデル図(図8)が以下のものである。

一般的に、幼児から高校・大学に至る段階では、家庭教育や学校教育、そしてテクノロジーの活用などにより、金融リテラシーと金融コンピテンシーが身に付いていき、金融キャパシティも向上する。また計算能力や記憶能力など流動性知能に優れているので、新しい金融情報の獲得やテクノロジーの吸収も早い。その後社会人になって壮年期まで至ると、様々な経験と思考を通じて結晶性知能が発達するようになり、投資や不動産に対する成熟した判断力も養われていく可能性がある。管理能力としての金融キャパシティは向上する。しかしやがて記憶力や計算能力は低下するようになっていく。老後になり高齢期を迎えるようになると、金融キャパシティが次第に低下し、認知症になっていけば、それが急激に低くなる可能性がある。

図8 「金融能力の発達・成熟・低下モデル図」(伊藤宏一)
金融能力(ability)の発達・成熟・低下モデル図



Copyright Koichi Ito 2022@All Rights Reserved.

終わりに

今日の我が国には、気候危機問題、所得格差の拡大、急速な少子高齢化、産業構造のサステナブルな大転換など、環境社会課題が山積しており、個人の金融能力を取り巻く諸問題は極めて大きな課題となっている。こうした中で「OECD教育2030」は、SDGsの2030年達成を教育分野で推進するビジョンとなっている。このビジョンとコンピテンシー論を金融教育の分野でも、守備一貫して貫いていくことが求められていると考えられる。金融リテラシー・金融コンピテンシー・金融ケイパビリティ・金融キャパシティという4つの金融能力概念の総合によって、人々のサステナブルな未来を切り開く一助となれば幸いであり、そのための問題提起をさせていただいた。

(2022.1.20 受稿, 2022.2.26 受理)

〔抄 録〕

近年、国際社会では金融教育の国家戦略を立案して国民へ金融教育が推進されている。その外的環境としては、地球環境問題での気候危機の深刻化、我が国をはじめとする少子高齢化に対応した老後資金確保や高齢認知症患者における金融的意思決定問題の顕在化、そして環境社会課題への資金供給を目的とするサステナブルファイナンスやESG投資の活発化が進んできた。こうした中で個人がどんな包括的金融能力 (Financial Ability) を育成するべきかをめぐって、金融教育の基礎概念に関する多様な検討や研究が行われている。

我が国の金融教育における基礎概念は金融リテラシーだが、国際社会における金融教育の指導的機関 OECD/INFE では金融コンピテンシー概念が強調されている。他方、高齢者など「脆弱な」人々の金融包摂問題では、デジタルツールの活用や専門家による相談といった米国型ケイパビリティ概念に連なる問題の重要性が指摘されている。また高齢者の認知能力低下における意思決定問題では、金融キャパシティ概念が使用されている。本稿では、包括的な金融能力 (Financial Ability) 概念の下に、これらを統一的に整理し、サステナビリティ時代の新たな金融能力論の理論モデルを探求した。